

340回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和3年8月20日(金)13:00～13:18

場 所：経済産業省 本館7階東1応接会議室

出席者：八田委員長、稲垣委員、林委員、圓尾委員

○八田委員長　それでは、ただいまから「第340回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりです。議題に入る前に、議事や資料の取扱いについて、事務局より説明をお願いいたします。

○鶴田総務課長　第1部につきましては、公開案件であります。新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取り組みを講じることが求められている状況に鑑みまして、今回は傍聴者を受け付けないこととさせていただきます。

なお、第1部の議事の模様につきましては、インターネットで同時中継を行っております。

第2部の議題につきましては、個別の民間企業の情報を取扱いますことから議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載をすることといたします。

その会議資料について情報公開請求された場合には、その対応につきまして、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。

念のために御確認いただきたく存じます。

○八田委員長　ありがとうございました。

それでは、今、説明があったように「議事次第」において「第2部」として記載されている議題については、非公開の開催とさせていただきたいと思いますが、異存ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、御異存がございませんので、今お話のあったとおりにさせていただきます。

議題1は、「新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款の特例認可等について」です。

これは、鶴田課長から説明をお願いいたします。

○鶴田総務課長　御説明いたします。資料3を御覧ください。

内容は、簡単に申し上げますと、既に認可されております特例を、さらに1か月延長するという内容でございます。これまでとほぼ同じ内容でございますが、ざっと概略を説明させていただきます。

資料の5行目を御覧ください。

以下の申請者から8月16日付で大臣宛てに、通常の約款により難い特別な事情がある場合における供給条件で供給したい旨の認可等を求める申請がありまして、大臣から意見の求めがございました。

申請者は、ここに記載のとおりで、前回と同じでございます。

それから、次のページ、47行目でございますけれども、申請の概要が以下に記載してございます。これも前回までとほぼ同じでございますが、次のページの75行目から詳細でございます。85行目に、前回からの違いを記載してございます。前回、7月に認可等をしたものからの変更点は、既に支払期限を延長する措置を講じているもののうち、本年5月から8月の検針分について、それぞれさらに1か月延長すること。ただし、既に5か月延長しております昨年3月から本年4月の検針分につきましては、5か月延長しているところは、それ以上の延長をしないというものでございます。さらに、新しく9月検針分につきましても支払期限を1か月延長するというのが、前回の認可等をしたものからの変更点でございます。

それから、96行目からは「ガス」についての記載でございます。

ほぼ同じ内容になってございまして、107行目から、前回認可等をしたものからの変更点でございます。これにつきましては、本年5月から8月の検針分につきまして、それぞれさらに1か月延長をするということでございます。ただし、昨年2月から本年4月までの分につきまして、5か月延長しているところは延長しない。それから、9月の検針分につきましては、支払期限を1か月延長するという内容でございます。

125行目でございますけれども、大臣への回答でございますが、本申請の供給条件につきまして、電気事業法等の該当条文及びそれらの審査基準に照らしまして、約款により難い特別な事情がある場合における供給条件として認可等をして差し支えないものと、事務局としては考えておるところでございます。

これを踏まえまして、資料3-2のとおり委員会として本申請を認可等することに異存がない旨、回答することとしたいと考えてございます。

御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○八田委員長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明内容について、各委員から何か御質問あるいは御意見ございますでしょうか。

（質問、意見等：なし）

それでは、事務局案のとおり、委員会として意見回答をすることにしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異論がございませんでしたので、事務局案のとおり経済産業大臣に意見回答をすることといたします。

議題２は、「適正な電力取引についての指針」の改定の建議についてです。これは、迫田室長から説明をお願いいたします。

○迫田取引制度企画室長　それでは、「適正な電力取引についての指針」の改定の建議につきまして、資料４及び参考資料に基づき御説明をさせていただきます。

本件は、2020年の冬期のスポット市場の価格高騰の際、発電所の稼働状況や稼働見直しに関する情報公開の重要性が指摘されたことを受けまして、発電関連情報の公開ルールの見直しについて、制度設計専門会合において議論が行われたところでございます。

本日は、専門会合での整理を踏まえまして、１つ目、出力低下の要件の変更、２つ目、開示の対象の例外となる「日常的な運用」の意義及びそれによる不開示の許容する範囲、３つ目、停止・出力低下が解消すると合理的に見込まれる時期の登録、４つ目、「出力低下・停止の原因」を必須項目とすること、につきまして、経済産業大臣に建議することについて御審議をいただきたいというものでございます。

詳細につきましては、参考資料で御説明をさせていただきます。参考資料の８ページをお願いします。

１つ目の、「H J K Sの登録対象となる出力低下」でございます。

今回の、要件見直しに当たりましては、H J K Sへの登録要件ですけれども、「継続する24時間以内で240万kWh以上の出力低下が合理的に見込まれる場合」という形にさせていただいておりますが、こちらにつきましては、2020年冬期の価格高騰事象における燃料制約のカバー率が高いこと、また、事業者にとっても対応が可能であること、こういったことを踏まえて判断させていただいているものでございます。

９ページを御覧ください。

現行の登録要件ですと、昨年の冬の燃料制約のカバー率、こちらは50%ということですが、今回の見直しのカバー率では97%になります。

11ページをお願いします。

例外となります「日常的な運用」の趣旨・範囲の具体化について、でございます。現行の電力適正取引ガイドラインでも、「日常的な運用」は、適時公表が必要な計画停止や出力低下に当たらない例外とされております。

今般、これを明確化しまして、2つ目の矢羽根でございますけれども、需要が低いときに行う発電ユニットの出力低下や停止であって、速やかに認可出力まで出力増が可能であって、市場価格及びインバランス料金に影響を与えないものについては、日常的な運用として情報開示の例外とすることが適当ということでございます。

次のページをお願いします。

具体的には、現在の適正取引ガイドラインにおきましても、日次運転・停止、バランス停止、ユニット差し替え等規定がございますが、これに加えて、揚水電源における上池下池の水量管理の運用、こちらについても対象とさせていただきたいと考えております。ただし、市場価格に影響を与えない時間帯に行うものに限る、ということにさせていただいております。

他方で、インサイダー情報の開示を確実に実施させる観点から、情報開示の例外には該当しないものとして、以下のものについて整理をさせていただいております。

先ほど申し上げました日次運転等につきましても、燃料制約等が発生している場合には開示が必要ということでございます。

2つ目と3つ目でございますけれども、例外であります日常的な運用と、そうでない事象が併存する場合につきましては、インサイダー情報の該当を恣意的に判断することを予防する観点から、一部が「日常的な運用」例外であったとしても、これを理由に不開示とすることは不適切ではないかということでございます。

14ページをお願いします。

3点目、「停止・出力低下の見込み時期」でございます。

2020年冬期の価格高騰の際には、一部の事業者が日次・週次で発電情報公開システムの登録の洗い替えを行っていたことから、今回、停止・出力低下が解消すると合理的に見込まれる時期を登録すべきというものでございます。

具体的なイメージでございますけれども、下の箱を御覧ください。復旧予定日に解消す

ると合理的に見込まれる時期を記載いただきまして、備考の欄に、その幅として最短予定日と最長予定日を記載することができるようにしたい。

その理由については、その他の欄に記載いただくことを想定しております。

18ページをお願いします。

3点目、「H J K Sにおける停止・出力低下の理由の開示」でございます。

燃料制約等の停止・出力低下が市場の価格形成の重要な要因となること、また、広域機関が、現在、電源脱落や燃料の状況を考慮したkWh管理指標を検討しているところでございますが、この管理指標に基づく追加対策を実施することに鑑みますと、H J K Sにおいても、より詳細な情報が適時公開されることが必要だということでございます。

具体的には、20ページを御覧ください。

詳細は、JEPXで検討することになってございますけれども、海外の事例、欧州、米国の事例も踏まえて、プルダウンで燃料制約、揚水制約、こういったものを大分類から選択をし、詳細なものについては任意記述をしてはどうかというふうに考えているところでございます。

以上につきまして、ご審議のほどをよろしく申し上げます。

私の説明は以上でございます。

○八田委員長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対して御質問、御意見ございませんでしょうか。

圓尾委員、よろしく申し上げます。

○圓尾委員 ガイドライン改正は、これでいいと思います。

その上で、これを今後適正に各事業者が運用しているかと、それから、今後何かあったときに事務局でチェックをする点について、気に留めておいていただきたいところだけ申し上げます。先ほど14ページの御説明の中で、週次で燃料制約などを確認している事業者があり、どのぐらいの期間になるかという見通しがきちっと出ないという問題があつて、そこをガイドラインに書き込むということがありました。週次でやっている会社に関して言えば、もう一つは、これはガイドラインに求められている話だと思いますが、そういう機会が発生したときに、速やかに公表しているか否かをちゃんとチェックしなければいけないと思います。

例えば、月曜日にそういうチェックを週次でやって見直すとして、その前の週の水曜日、木曜日あたりに、どうもこれは燃料的に厳しいと担当者のレベルで見えてきた。そのとき

に月曜日になって確定して書き換えることをやっている、例えばその前に、これは厳し
いかもしれないということで、ある部署がヘッジ行動をとってしまうことになる、まさ
にインサイダーだと思います。本当は、これは危ないかなと思ったときには、その情報を
速やかに公表することが望ましいと思うのです。どのタイミングで内部的に把握したのか、
どのタイミングで公表されたのか、その間に何らかのインサイダー情報を使ってヘッジ行
動などがとられていないかというあたりは、今後、もし何か疑わしい事例が出てきたとき
には、我々はちゃんとチェックしなければいけないと思いました。

ガイドラインの改正としては、これで適当だと思います。

以上です。

○八田委員長 ありがとうございました。

ほかにご意見ございませんでしょうか。

先ほどの御説明の理解が、私、誤解しているかもしれないのですが、ふだんの情報開示
と燃料制約がある場合とは、情報開示のレベルがちょっと変わるということをおっしゃっ
たのですが、具体的には何と何が変わるのでしょうか。——その理解が間違っているかも
しれませんけれども。

○迫田取引制度企画室長 燃料制約がある場合に、というか、今回、出力低下や停止を
行う際には、理由についてちゃんと記載をしていただくことが求められるようになるとい
うことでございます。

○八田委員長 はい。それだけのことです。

○迫田取引制度企画室長 はい。

○八田委員長 それは、燃料制約があろうとなかろうと同じことだということですね。

○迫田取引制度企画室長 そうです。同じです。

○八田委員長 わかりました。

それでは、ほかにございませんでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から説明があったとおり、委員会として経産大臣への建議をすること
としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異論がございませんでしたので、事務局案のとおり経産大臣に建議することといたしま
す。

第1部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かありますか。

○靄田総務課長 事務局から1点、申し上げます。

前回の委員会からの間に2件、緊急での書面開催を行っております。

台風第9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨による災害に係る特定小売供給約款等の特例認可につきまして、8月13日付で認可することに異存ない旨、回答しております。

また、令和3年8月11日からの大雨による災害に係る特定小売供給約款等の特例認可につきまして、8月18日付で認可することに異存はない旨、回答しております。

以上でございます。

○八田委員長 ありがとうございました。

冒頭に御紹介を忘れてしまいましたけれども、新しい総務課長の靄田さんです。これが初めての委員会ですので、御紹介いたします。

それでは、どうもありがとうございました。これにて第1部を終了いたします。

○靄田総務課長 それでは、少々お待ちください。準備ができ次第、第2部に移りたいと思います。

——了——